

ナザレ園介護予防福祉用具貸与サービス 重要事項説明書

当事業所は介護保険（介護予防）の指定を受けています。
(茨城県指定 0873300719号)

1. 事業者

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ナザレ園 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県那珂市中里361番地2 |
| (3) 電話番号 | 029-296-0316 |
| (4) 代表者職氏名 | 理事長 菊池 義 |
| (5) 設立年月日 | 昭和24年4月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防福祉用具貸与事業所 |
| (2) 事業所の目的 | ナザレ園指定介護予防福祉用具貸与事業所は、介護保険法に基づき要支援状態にある高齢者等に対し、適切な指定介護予防福祉用具貸与サービスを提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | ナザレ園指定介護予防福祉用具貸与事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 茨城県那珂市中里361-2 |
| (5) 電話番号 | 029-296-1618 |
| (6) 在宅サービス総括所長 | 渋谷 節子 |
| (7) 事業所長（管理者）氏名 | 渡辺 桂明 |
| (8) 当事業所の運営方針 | ナザレ園指定介護予防福祉用具貸与事業所は、要支援者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう努めます。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 |
| (9) 開設年月日 | 平成18年4月1日 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|--|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 那珂市 常陸大宮市 常陸太田市 ひたちなか市 水戸市 城里町 東海村 日立市 |
| (2) 営業日 | 月曜日～金曜日 |
| (3) 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分まで |
| (4) 休業日 | 土曜日、日曜日、祝日、12/31～1/3 |

4. 職員の体制

当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りです。

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 管理者：1名（兼務） | 事業所の管理を行う。 |
| (2) 福祉用具専門相談員：3名以上（兼務） | 介護予防福祉用具の選定の相談、援助、取付け、調整等に関する業務に従事します。 |

5. サービス利用料金及び支払方法

- | | |
|----------|---|
| (1) 利用料金 | 当事業所サービスカタログによります。 |
| ※1 | 利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合については、月額料金の1割になります。介護予防支援計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合に |

は、いったん利用料（１０割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（９割～７割）を請求することになります。

※２ その他の費用などの個々の料金は貸与サービス利用書によりお知らせいたします。通常サービス実施地域以外への搬入等および契約者の都合による貸与福祉用具の移動にともなう費用は、「介護予防福祉用具貸与サービス利用書」によりお知らせいたします。

（２）支払方法 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

①サービス提供者による集金

②窓口での現金支払

③下記指定口座への振り込み

常陽銀行瓜連支店普通預金 １ ２ ４ ７ ４ ５ ０

ナザレ園福祉用具貸与事業所 所長 渡辺 桂明

6. キャンセル・交換・解約

契約者は、貸与福祉用具が納入される前に、事情あるときは契約をキャンセルすることができます。この場合、キャンセル料金は請求されませんが、事業者の負担を少しでも軽減させるため、速やかなる連絡をお願いいたします。

契約者は、貸与商品が不要になった場合あるいは貸与商品の交換を必要とする場合には、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は解約終了を希望する日の１週間前までに事業者に通知するものとします。

但し、利用者の入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合あるいは貸与商品の交換に緊急を要する場合には、事前の通知がなくても本契約を解約することができます。

7. 提供種目の制限

以下の介護予防福祉用具貸与に係る種目の貸与は、厚生労働大臣が定める状態の方に限定され、それ以外の方には原則として貸与サービスが提供できません。

（１） 車いす及び車いす付属品

（一） 日常的に歩行が困難な者

（二） 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

（２） 特殊寝台及び特殊寝台付属品

（一） 日常的に起きあがりが困難な者

（二） 日常的に寝返りが困難な者

（３） 床ずれ防止用具及び体位変換器

（一） 日常的に寝返りが困難な者

（４） 認知症老人徘徊感知器

（一） 意志の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者

（二） 移動において全介助を必要としない者

（５） 移動用リフト（つり具の部分を除く）

（一） 日常的に立ち上がりが困難な者

（二） 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

（三） 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

8. 事故発生時の対応

- ①利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ②前号の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録するものとする。
- ③利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

9. 苦情の受付

(1) 苦情の受付 当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

①所在地 茨城県那珂市中里 361-2 番地

②連絡先 029-296-1618

③相談担当者 渡辺 桂明

④受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後17時30分まで

※担当者が不在の場合などにおいても、基本的な事項については、誰でも対応できるようになっています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	所在地	連絡先
那珂市役所保険課	那珂市福田 1 8 1 9 - 5	029-298-1111
国民健康保険団体連合会	水戸市笠原町 978-26 (茨城県市町村会館内)	029-301-1565
茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1 9 1 8	029-241-1133

10. 個人情報の取り扱い

当事業所は、事業の目的を達成するために必要な範囲内で、契約者及び家族等の個人情報適法かつ公正な手段で収集します。

なお、事業所における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

- ① 利用者に対する適切な介護予防福祉用具貸与サービス提供のため
- ② 介護給付費請求などの介護保険事務のため

令和 年 月 日

指定介護予防福祉用具貸与サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

ナザレ園指定介護予防福祉用具貸与事業所 専門相談員

印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防福祉用具貸与サービスの提供開始に同意しました。

住 所

氏 名

印